

電気の子メーターの有効期限が過ぎていませんか？

証明用電気計器（子メーター）とは、貸しビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターをいいます。

計量法では、「検定を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。（計量法第16条）

これを使用した場合は計量法で罰則規定（計量法第172条）がありますが、当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されることをお願いします。

Q

子メーターは検定等を受けなければ使用できませんか？

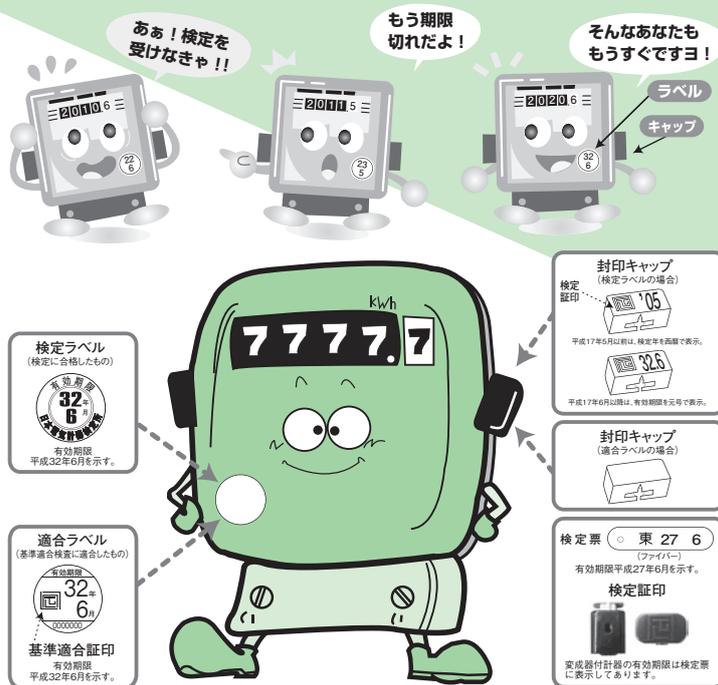
A

計量法の第16条(使用の制限)で、

- (1) 検定証印又は、基準適合証印が付されていないものを使用すること。
 - (2) 検定証印又は、基準適合証印の有効期限を経過したものを使用すること。
 - (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、同じ合番号が付されていない変成器とともに使用すること。
- が禁じられています。

したがって、子メーターは、検定あるいは自主検査に合格したもので有効期間内のものでなければ使用できません。目的とするところは、電力会社の取引用電気計器と同様に「公平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすることにあります。

有効期限は検定ラベル等に表示してあります。



Q

有効期間は、どのように決められていますか？

A

政令上は、変成器とともに使用するものかどうか、あるいは、電圧や電流の定格値によって規定されています。検定あるいは自主検査に合格した月の翌月1日から起算して

- (1) 単独計器(メーターのみ)の場合
 定格電流が30A、120A、200A及び250Aの計器は10年です。定格電流が20A及び60Aのものは7年ですが、電子式のものは10年です。
- (2) 変成器付計器(変成器とともに使用するメーター)の場合
 定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用するもの(定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用するものを除く)及び電子式計器は7年、これ以外のものについては5年となります。

Q

有効期限が過ぎた場合には？

A

検定済みの新品又は修理品の計器に取り替える方法と、今まで使用していた計器を修理して検定を受ける方法があります。最寄りの電気工事店又は下記の事業者にご相談ください。

お問い合わせ先

- | | |
|-----------------|----------------|
| (株) エネゲート | (06-6458-7936) |
| 大崎電気工業 (株) | (03-3443-7177) |
| (株) 東 芝 | (03-3457-4767) |
| 富士電機システムズ(株) 東京 | (03-5435-7265) |
| 〃 北関東 | (048-834-3136) |
| 三菱電機 (株) | (03-3218-6660) |
| 株電気計器サービスセンター | (03-3451-1024) |
| 東京計器工業 (株) | (03-5763-0611) |
| 昭和計器工業 (株) | (043-237-7875) |
| 東光電気 (株) | (03-3214-5283) |

◎ 計量法関係のお問合せ先

- 経済産業省 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課 (048-600-0390)
- 茨城県計量検定所 (029-221-2763) 栃木県計量検定所 (028-667-9425)
- 群馬県計量検定所 (027-263-2436) 埼玉県計量検定所 (048-652-2171)
- 千葉県計量検定所 (043-251-7209) 東京都生活文化局計量検定所 (03-5470-6628)
- 神奈川県産業技術センター計量検定所 (045-421-3484)
- 前橋市計量検査所 (027-255-2218) 川崎市計量検査所 (044-222-1827)
- 横浜市計量検査所 (045-671-2587)

◎ 検定関係のお問合せ先

- 証明用電気計器対策委員会事務局 (日本電気計器検定所検定部) (03-3451-6761-4617)
- <http://www.jemic.go.jp/>